

府中市認知症施策推進計画策定に向けた府中市認知症施策推進計画策定部会の進め方（案）

1 府中市認知症施策推進計画の策定について

○令和6年1月「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」といいます。）が施行され、第11条第1項に基づき、国は令和6年12月、認知症施策の基本となる「認知症施策推進基本計画」を作成しました。また、当該計画に基づき、東京都も「認知症施策推進計画」を作成しました。

○認知症基本法では、次のようなことを目指しています。

- 新しい認知症観に立つ。（認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けられる）
- 認知症の人の声を起点に、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等とともに施策を推進する。
⇒①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携
⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力
- 認知症の視点から、4つの重点目標に即した評価項目を設定する。
⇒①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用

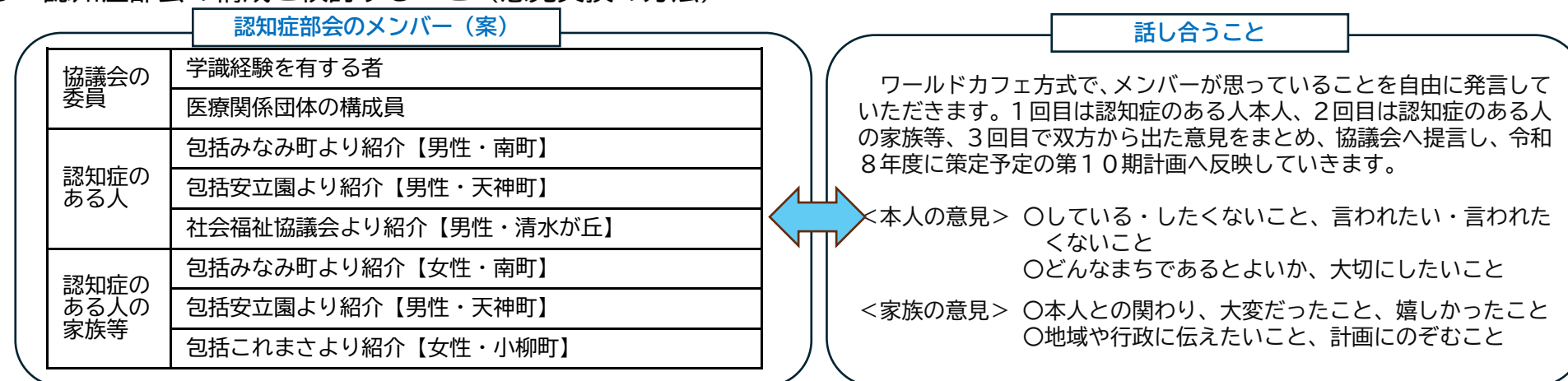
○府中市においても、この認知症基本法及び国、都の計画に基づき、府中市にふさわしい新しい認知症観を、本人・家族などとともに考え、新たな時代にふさわしい認知症施策を推進することを目的に、「府中市認知症施策推進計画」を策定します（計画の期間は、令和9年度～令和11年度です）。

2 計画の策定にあたって

○府中市認知症施策推進計画は、「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）（以下「第10期計画」といいます。）」と調和のとれた内容であることが必要であり、そのため「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会」で検討を行い、第10期計画とともに策定します。

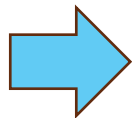
○あわせて計画内容を、より府中市らしいものとしていくために、協議会の下部組織として、認知症のある人・家族等からの意見を聴取し、第10期計画へ提言するための『府中市認知症施策推進計画策定部会（以下「認知症部会」）』を設置します。

3 認知症部会の構成と検討すること（意見交換の方法）



提言や計画の構成

意見交換の結果を提言としてとりまとめ、基本的な施策、評価項目に溶け込ませる



■考え方について（提言）

・「あたらしい認知症観」、「わたしたちと認知症」、「認知症の人と接するとき、診断されたとき、認知症の介護で大切なこと」、「介護者のケア」、「認知症と言える社会へ。私たちができること」

■基本的な施策

①市民の理解 ②バリアフリー ③認知症の人の社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談、⑦研究、⑧予防 など

■評価項目

・（新しい認知症観」の理解、認知症の人の意思の尊重、認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、新たな知見や技術の活用） など

4 スケジュール（案）

<令和7年度> ※R7年度の認知症部会のまとめは「提言」とし、R8年度の計画策定（理念・目標・取組等）に組み込んでいく

